

共済給付一覧

共済事由		給付金額	提出書類	
祝金	二十歳 会員が満20歳になった時	8,000円	「共済給付金請求書」	
	結婚 会員が結婚（法律上の婚姻）した時	20,000円	(1) 「共済給付金請求書」 (2) 「変更届（会員用）」 (3) 「戸籍謄本」「婚姻届受理証明」等の写しで配偶者氏名と婚姻日が確認できる書類	
	出生 会員と配偶者との間に子が生まれた時	10,000円	(1) 「共済給付金請求書」 (2) 「健康保険証」「母子手帳（出生届出済証明）」「戸籍謄本」「住民票」等の写しで子の出生（氏名・生年月日）が確認できる書類	
	還暦 会員が満60歳になった時	10,000円	(1) 「共済給付金請求書」 (2) その他、全労済協会が指定する書類	
	就学	会員の子が小学校に入学した時	8,000円	(1) 「共済給付金請求書」
		会員の子が中学校に入学した時	8,000円	(2) 「入学通知書」「在学証明書」「生徒手帳」等の写しで子の就学が確認できる書類
	卒業 会員の子が中学校を卒業した時	8,000円	(1) 「共済給付金請求書」 (2) 「卒業証書」「修了証」「在籍証明」等の写しで子の卒業が確認できる書類	
	銀婚 会員が結婚して25年を迎えた時	10,000円	(1) 「共済給付金請求書」	
	金婚 会員が結婚して50年を迎えた時	20,000円	(2) 「戸籍謄本」等の写しで夫婦の氏名と婚姻日が確認できる書類	
	永年会員	センターの会員となって10年を迎えた時	7,000円	(1) 「共済給付金請求書」
センターの会員となって15年を迎えた時		10,000円	(2) その他、全労済協会が指定する書類	
死亡保険金	交通事故（注2） 会員が交通事故により亡くなった時	900,000円	(1) 「本人死亡・後遺障害保険金請求書」（全労済協会所定用紙） (2) 「退会届」 (3) 「戸籍謄本」等の写しで保険金の受取人との関係が確認できる書類	
	不慮の事故（注2） 会員が不慮の事故により亡くなった時	500,000円	(4) 「死亡診断書」又は「死体検案書」の写し (5) 保険金受取人が複数の場合、「同意書兼委任状」 (6) その他、全労済協会が指定する書類	
	疾病による死亡（注1）	70歳以下の会員	300,000円	※交通事故の場合は「交通事故証明書」（自動車安全運転センター）の写し ※不慮の事故の場合は、関係機関の発行する「事故証明書」の写し
71歳以上の会員		150,000円		
死亡弔慰金	配偶者 会員の配偶者（内縁を含む）が亡くなった時	50,000円	(1) 「共済給付金請求書」	
	子 会員の子が亡くなった時	10,000円	(2) 「戸籍謄本」「死亡診断書」等の写しで会員との続柄がわかり死亡が確認できる書類	
	親 会員の親（実・義・継父母）が亡くなった時	5,000円	(3) その他、全労済協会が指定する書類	
	住宅災害による同居親族 会員と同居の親族が住宅災害により亡くなった時 ※同居の親族一人当たり	10,000円	(1) 「共済給付金請求書」 ※住宅災害事故の発生日が必要 (2) 「戸籍謄本」の写し (3) 「死亡診断書」又は「死体検案書」の写し (4) 「変更届（会員用）」 (5) その他、全労済協会が指定する書類	
度障害・障害保険	交通事故（注2） 会員が交通事故により重度障害又は障害を負った時	900,000～36,000円	(1) 「本人死亡・後遺障害保険金請求書」（全労済協会所定用紙） (2) 医師の「後遺障害診断書」（保険会社等への提出書類の写し） (3) その他全労済協会が指定する書類 ※ 交通事故の場合は、「交通事故証明書」（自動車安全運転センター）の写し ※ 不慮の事故の場合は、関係機関の発行する「事故証明書」の写し	
	不慮の事故（注2） 会員が不慮の事故により重度障害又は障害を負った時	500,000～20,000円		
	疾病による重度障害 ※重度障害のみ	70歳以下の会員		300,000円
71歳以上の会員		150,000円		
傷病休業見舞金	【休業】 会員が傷病により連続して休業した場合（営業日/休業日に関わらず）	14日以上～30日未満	5,000円	(1)-1 「共済給付金請求書」 ※傷病事由確定日(休業最終日) が令和8年4月1日以降
		30日以上～60日未満	10,000円	(1)-2 「保険金請求書兼証明書(一括用)」（全労済協会所定用紙） ※傷病事由確定日(休業最終日) が令和8年3月31日以前
		60日以上～90日未満	15,000円	(2) 「診断書」又は健康保険等の傷病手当金の請求書等の写しで傷病名が確認できる書類
		90日以上～120日未満	20,000円	(3) 「出勤簿」「タイムカード」等の写しで休業期間が確認できる書類 ※上記を備えていない場合には、「共済金請求に関する休業期間の自己申告書」
		120日以上	25,000円	(4) その他、全労済協会が指定する書類 ※傷病事由確定日(休業最終日) が令和8年3月31日以前
住宅災害保険金	【火災等】 建物・家財の損害程度	50%以上	200,000円	(1) 「住宅災害保険金請求書」(全労済協会所定用紙) (2) 修理業者による見積書の写し (3) 関係官署の発行する「罹災証明書」の写し ※罹災証明書が取れない場合には、罹災の事実を客観的に証明する次の書類の写し ①隣人または目撃者の証明書 ②加害者の証明書 ③その他、全労済協会が認める証明書
		30%以上～50%未満	140,000円	
		20%以上～30%未満	100,000円	
		20%未満	40,000円	
	【自然災害】 建物の損害程度	70%以上	60,000円	(4) 損害箇所（修理前の状態）の写真 (5) その他、全労済協会が指定する書類
		20%以上～70%未満	30,000円	
		20%未満	6,000円	
	床上浸水（損害程度に関わらず）	12,000円		

(注1) 2014年4月1日より、自治体提携慶弔共済保険の制度改定を受けて、会員本人様の死亡保障が「すべての死亡（※条件あり）」から「疾病による死亡」へと移行いたしました。
これに伴い、加入期間に関わらず自殺や自然死（老衰）、嚔下障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚔下による気道閉塞又は窒息」、飢餓、渇き等による死亡は対象外となります。

(注2) 交通事故・不慮の事故の免責事由として

- ・保険金受取人の故意または重大な過失により、死亡した場合
- ・対象者の故意または重大な過失(自殺含む)、犯罪行為により死亡した場合
- ・対象者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により、死亡した場合
- ・対象者が酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により、死亡した場合
- ・対象者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により、死亡した場合
- ・対象者が疾患、疾病により心神喪失の状態に陥り、死亡した場合